令和３年５月 31 日

見積書・請求書について押印を省略して提出できるようになります。

適用日　　令和３年６月１日提出分から対象とします。

押印省略時の留意事項

・提出者本人からの提出であることの確認のため、連絡先あて電話等で連絡させていただく場合があります。
　また、持参の場合、持参者の本人確認をさせていただく場合があります。

・法令、規則等により押印が定められているものや、医療局・企業局に提出する書類は、これまでどおり押印が必要です。

その他

・契約書、請書、委任状は、対象外です。（押印継続）

・従前のとおり押印した書類での提出も可能です。
（この場合、電話連絡による確認や持参の場合の本人確認は行いません。）

・補助金請求書は、当面、対象外とします。（押印継続）

その他ご不明な点は、担当公所又は下記までお問い合わせください。

釜石審査指導監

電話　0193-27-5528